

広島海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、一枚建刺し網漁業について、他の漁業との操業調整を図るため、次のとおり指示する。

平成二十九年三月二十七日

広島海区漁業調整委員会

会長 北田國一

第一 指示の内容

海域三を操業区域とする一枚建刺し網漁業の操業を、次のとおり制限する。

- 1 網の長さは、一隻につき二千メートル以内とする。
- 2 網目の大きさが九節（三・八センチメートル）より荒い網を使用するものに係る操業時間は、次表のとおりとする。

網目の大きさ	操業時間
九節（三・八センチメートル）より荒く、四寸（一一・一センチメートル）より細かいもの	午後三時から午前〇時まで (一五時から二四時まで)
四寸（一一・一センチメートル）以上のもの	午前四時から午後〇時まで (四時から一二時まで)

第二 適用する海域

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸五百メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ六直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面（海域三）

ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界

イ 愛媛県大三島鳥取鼻

ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町吳線久和喜踏切中央を見通す線上五百メートルの所

エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和靈石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸五百メートルの線との交点

オ 三原市佐木島南西端（和靈石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（二百十一メートル）を見通す線上三百五十メートルの所

カ 三原市佐木島南西端（和靈石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点

キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町九番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点

ク 三原市下鷺島南端
ケ 三原市下鷺島北端

コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（二百四十三メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点

サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端

シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
ス 愛媛県岩城島新城鼻

第三 指示の有効期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで